

5 同和問題（部落問題）と進路保障

(1) 一人一人の自己実現のために～進路保障とは～

進路保障は、同和地区の子どもたちの教育と就職等における差別をなくし、これらの機会均等を保障することから始まりました。中でも、義務教育における教科書無償給与制度の確立や、就職差別撤廃をめざした「全国高等学校統一用紙」の制定などは、今日の進路保障の原点とも言える取組です。子どもたちの進路の実現を阻む差別等をなくすとともに、同和地区の子どもたちをはじめ、全ての子どもが確かな自己実現を図り、差別を乗り越え、差別をなくす力を高めることをめざす進路保障は、「同和教育の総和」と位置付けられています。

学校においては、このことを踏まえて、確かな学力を身に付けさせるとともに、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養を図ることが大切です。

進路保障は、単に生徒の行き先を斡旋することではなく、一人一人の自己実現のために仲間と共に将来を思い描き、切り拓いていく力を育む取組です。

「高等学校学習指導要領」キャリア教育の充実（第1章総則第5款1（3））

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

生徒に、学校で学ぶことと社会との接続を意識させることが重要です。



キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要です。その際、小・中・高等学校のつながりを考慮しつつ、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会の関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行うことが大切です。

また、家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分に配慮する必要があります。

高等学校における効果的なキャリア教育の在り方(例)



ここでいう進路の選択決定や将来設計は、高等学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではありません。高等学校卒業後の社会的移行においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行し、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切です。



(2) 「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ

「全国高等学校統一用紙」（通称：「統一応募用紙」）ができるまでは、会社が独自につくった就職応募用紙（通称：「社用紙」）を取り寄せ、それに記入して応募していました。その「社用紙」には、「本籍地」、「家族構成、家族の学歴及び職業・収入」、「思想・生活信条」など就職差別に関わる項目があり、それらを目の前にして、「どう書いたらいいのだろう」、「本当のことを書いたらどうなるのか」などと悩み、ペンが止まった子どもたちがいました。また、同和地区の子どもたちをはじめ、社会的・経済的に被差別状況にある子どもたちが排除される実態がありました。

このような子どもたちの厳しい状況に初めて気付いた教職員の取組から、「社用紙」を見直す運動が広がっていきました。近畿各府県では「近畿統一応募用紙」が制定され、その取組は、四国、九州へと波及していきました。そして、ついに昭和48（1973）年に「全国高等学校統一用紙」が、当時の労働省、文部省、全国高等学校長協会の協議により制定され、全国的に使用されるようになりました。

このように「統一応募用紙」には、差別をなくし、一人一人の進路を保障しようとする願いが込められています。その後、新規高卒者の求職時の採用選考に当たっては、応募する子どもたちの適性と能力に基づいて公正なものとなるように様々なシステムがつけられていきました。これらの取組は、同和地区の子どもたちはもとより、全ての子どもの進路を確かに保障していく上で、非常に大きな力となっていきました。「統一応募用紙」は、応募者の人権への配慮や、人権に関わる社会の変化や市民の意識等を踏まえ、何度も改定され、その趣旨は、市販の履歴書にも生かされています。

「社用紙」から「統一応募用紙」へ	
昭和46年 (1971)	「近畿統一応募用紙」制定 → 九州・中国・四国各県へ
昭和48年 (1973)	「全国高等学校統一用紙」制定 ※ 当時の文部省・労働省、全国高等学校長協会により
平成8年 (1996)	改訂 「本籍」、「家族」、保護者氏名欄の「本人との続柄」及び「年齢」、「胸囲」、「色覚」削除
平成17年 (2005)	改訂 「保護者氏名欄」削除 「所属クラブ等欄」変更 → 「校内外の諸活動欄」

公正な採用選考について

昭和50（1975）年、全国の同和地区の所在を記した図書（通称：「部落地名総監」）を多くの企業が購入していたという事実が発覚し、大きな社会問題となりました。このことを機に、当時の労働省は「企業内同和問題研修推進員制度（現：公正採用選考人権啓発推進員制度）」を導入し、公正な採用選考への取組を始めました。

県教育委員会は事業主に対し、高等学校等卒業予定者の就職において、応募者等の基本的人権に十分配慮した公正な採用選考が行われるよう、次のこと等をお願いしています。

- 採用選考の過程において、学校からの応募書類以外に、応募生徒に対し直接、社用紙を送付したり、面接時に配布して記入させたりすることがないようにすること。
 - 身元調査、家庭調査は、就職差別につながるので行わないこと。
 - 「私の生き立ち」、「私の家族」、「父母を語る」等、家庭や生活環境等にかかわる課題など、就職差別につながる作文は出題しないようにすること。
- 面接に際しても、就職差別につながる事柄についての質問は行わないこと。

「統一応募用紙」制定の精神が、現在でも大切に受け継がれています。



「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれがある14事項～

【本人に責任のない事項の把握】

- 「本籍・出生地」に関すること
(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)
- 「家族」に関すること
- 「住宅状況」に関すること
(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)
- 「生活環境・家庭環境など」に関すること

【採用選考の方法】

- 「身元調査など」の実施
- 「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

【本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握】

- 「宗教」に関すること
- 「支持政党」に関すること
- 「人生観・生活信条など」に関すること
- 「尊敬する人物」に関すること
- 「思想」に関すること
- 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関すること
- 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

※厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「公正な採用選考をめざして」から

面接時における不適切な質問の事例

事例1 Aさんは、「あなたの本籍は。」「どのあたりに住んでいますか。」「家は持ち家ですか。」などの質問をされた。

- このような質問は、特定地域の応募者が排除されるおそれがあるとともに、応募者に責任のない事項、就職に関しての本人の適性・能力に全く関係しない事項を質問していることとなります。

事例2 Bさんは、「家族は御両親だけですか。他に兄弟は。」「お父さんの職業は何ですか。」「お母さんはいないの。」などの質問をされた。

- 家族構成や家族の職業などの事項を聞くことは、本人だけでなくその家族の基本的な人権をも侵すおそれがあります。また、受験者が企業の人権に対する姿勢に疑問を持ち、内定を辞退するという事例も見受けられ、企業の信頼を損なう場合があります。

事例3 Cさんは、「何か宗教に入っていますか。」「愛読書を教えてください。」「新聞は何新聞を読んでいますか。」「あなたの生活信条は何ですか。」などの質問をされた。

- 思想・信条や宗教、支持政党などに関する個人情報、「信教の自由、思想・信条の自由」などで憲法で保障されている個人の自由に属する事柄です。思想・信条などの個人情報を採用選考に持ち込むことは、基本的な人権を侵すことになりかねません。この他、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等についての個人情報も収集してはならないことになっています（特別な職業上の必要性和業務の目的の達成のために必要不可欠であることについて個人情報を収集する場合は、その収集目的を事前に本人に示す必要があります。）。

事例4 女子生徒のみに次のような質問があった。

「結婚したらどうしますか。」「結婚後も勤めますか。」

- 結婚などについて、女性だけに一定の質問をすることや女性であることを理由に採否を決定することは、男女雇用機会均等法に反するものです。

他に次のような質問も行わない（一部）。

- 過去の病歴を教えてください。
- あなたの血液型を教えてください。
- あなたの生い立ちと尊敬する人物を教えてください。

※ 面接開始前、終了後の雑談や会話、アンケートと称する質問等においても同様です。

採用選考に当たっては、応募者の適性・能力を基準として行い、人権尊重の精神、すなわち、応募者の基本的な人権が尊重されることが重要です。



(3) 進路保障に係る学習指導例

一人一人の自己実現のためには、生徒が自己理解を深めるとともに、将来の在り方生き方を考え、主体的に進路を決定していかなければなりません。また、将来直面する可能性のある様々な課題にたくましく対応していく力を身に付ける必要があります。

各学校においては、以下の進路保障に係る【学習のねらいと指導上の留意点】を参考にしながら、生徒の発達段階等に応じた取組を進めてください。

なお、学習指導案、資料、ワークシート例は、県ホームページに掲載しています。

【学習のねらいと指導上の留意点】

タイトル	ねらい	指導上の留意点
「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ	職業選択の自由、勤労の権利を保障し、就職の機会均等を実現するため、「統一応募用紙」が制定された経緯や内容について理解を深め、自己の進路の決定が適正なものになるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社用紙」の問題点について共通理解を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の適性や能力とは無関係であること ・ 本人の努力ではどうしようもないことを採用の条件にしていること 等 ○ 「統一応募用紙」は、本人の適性や能力が採用の基準になっていることに着目し、「統一応募用紙」を使用することの意義に気付かせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人以外の人に関わる欄がないこと ・ 志望動機の記入欄が大きいこと 等
公正な採用選考とは…	採用選考試験等における差別につながるおそれのある事項について、不適切である根拠を正しく理解し、行動できる実践的な態度を身に付けさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問内容の中に、本人の適性や能力とは無関係のものがあることに気付かせる。 ※ このような質問は基本的人権が侵害されていることを押さえる。 ○ 面接においては、適性や能力などを見てもらうことが大切であることに気付かせる。 ○ 実際の採用選考試験等で不適切な質問等があった場合の対応について理解させる。

これらの活動を通して、将来にわたって自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育むことが大切です。



【ワークシート例等2次元コード】

ワークシート例等は、左記2次元コードからアクセスできます。



『統一応募用紙』制定の精神に学ぶ
ワークシート

指導上のポイント

★ グループで話し合しましょう。

◇ 「書く必要がない」と思われる項目とその理由

書く必要があるかないか、迷った項目についても話し合ってみよう。

◇ 「社用紙」と「統一応募用紙」の違い

★ 社用紙……

★ 統一応募用紙……

「統一応募用紙」の [] の記入欄が大きくなっているのは、本人の [] ・ [] が採用の基準になるように作られているからである。

★ 学習したことを振り返りましょう。また、今後の自分の生き方にどのように生かしていくか考えましょう。

- 問題点に気付かせる。
 - 自分のことだけでなく、様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。
 - 「社用紙」の問題点(本人の適性や能力とは無関係である、本人の努力ではどうしようもないことを採用の条件にしているなど)についての共通理解を図る。
- ※ 生徒を就職差別から守るために、「統一応募用紙」が制定されたことを押さえる。
- 「統一応募用紙」の内容が、本人の適性や能力のみを記載するようになっている(本人以外の人に関わる欄がない、志望動機の記入欄が大きいなど)ことに着目し、「統一応募用紙」を使用することの意義に気付かせる。

「公正な採用選考とは…」
ワークシート

指導上のポイント

採用選考試験や入学選抜試験などの面接の質問内容として、適切なものには○、不適切なものには×を付けましょう。

質問例	
① 当社(本校)への就職(進学)を希望した理由を教えてください。	⑧ 生活信条は何ですか。
② 本籍はどこですか。	⑨ 血液型を教えてください。
③ 尊敬する人物を教えてください。	⑩ セールスポイントを教えてください。
④ お父さん(お母さん)の職業は何ですか。	⑪ 高校生活でがんばったことを教えてください。
⑤ 兄弟姉妹はいますか。	⑫ 新聞は何新聞を読んでいますか。
⑥ 得意な学科・科目は何ですか。	⑬ (女子生徒に対して)結婚後も勤めますか。
⑦ 業談書を教えてください。	⑭ 当社(本校)ではどのような仕事(勉強)をしたいと思いますか。

★ グループで話し合しましょう。

◇ どんな内容が不適切質問にあたるでしょう。また、不適切だと思った理由についても記入しましょう。

◇ 公正な採用選考にあたって大切なことは何でしょう。

★ 学習したことを振り返りましょう。

採用選考や入学選抜時に不適切な質問やアンケート等があった場合の対応

1 不適切な質問等に対して、
[] と伝える。

2 受検後、学校に [] 必ず報告する。

採用選考や入学選抜時における不適切な質問等に対しては、
[] [] [] ことが大切です。

- 自分のことだけでなく、様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。
 - 質問内容の中に、本人の適性や能力とは無関係のものがあることに気付かせる。
- ※ ①⑥⑩⑪⑭以外の質問は、基本的人権が侵害されていることを押さえる。
- 面接においては、適性や能力を見てもらうことが大切であることに気付かせる。
 - 実際の採用選考試験等で不適切な質問等があった場合の対応について理解させる。
- ※ 違反質問に対する取組は、単に自分の人権を守るためだけのものではなく、就職差別撤廃に向けた社会全体の取組であることを押さえる。

人の世に熱あれ、人間に光あれ

「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」というこの言葉は、今から約100年前の大正11(1922)年3月3日、京都市公会堂(岡崎公会堂)で開かれた全国水平社創立大会で読み上げられた「水平社宣言」の最後の一節です。いわれなき差別からの解放を熱望し、これから始まる水平社運動への期待とともに全国各地から結集した多くの人々の思いや願いを感じ取り、部落差別の解消に向けて、今を生きる私たちに何ができるのか考えてみましょう。

燕会(つばめかい)

燕会は、大正9(1920)年5月15日に結成されました。全国水平社の創立者である^{さかもとせいいちろう}阪本清一郎、^{さいこうまんきち}西光万吉、^{こまいきさく}駒井喜作らをはじめとする青年を中心に、奈良県の^{かしはら}柏原(現在の御所市柏原)で結成された自主団体です。

燕会の名称は、燕のように自由にどこへでも羽ばたいていけるようにという願いから名付けられ、低利金融、消費組合活動、団体旅行、夜話及び講演会などの活動を行っていました。

大正10(1921)年、阪本清一郎や西光万吉、駒井喜作は、燕会の青年らと水平社創立事務所を立ち上げ、部落差別撤廃のための新たな運動として、全国水平社の創立を計画しました。準備を進める中、^{よねだとみ}米田富、^{みなみうめきち}京都の南梅吉や^{さくらだきくぞう}桜田規矩三もこの運動に加わり、全国水平社創立の動きが具体化されていきました。



燕会の人々

(水平社博物館 蔵)

「全国水平社」創立に向けて

「よき日の^たために」は、水平社創立趣意書として燕会が発行したパンフレットです。この中で、大正11(1922)年春の創立大会への参加を呼び掛けています。奥付に記載されている発行所は、いずれも「水平社創立事務所」ですが、発行人は、「駒井喜作」にはじまり、「燕会同人」、「水平社創立発起者」と変わっています。



よき日のために

(水平社博物館 蔵)

このことは、個人から地域の団体、地域の団体から全国規模の団体へと広がっていったことを示しています。

右の写真は、全国水平社創立大会当日に撮影された創立者たちの写真です。

左から^{ひらのしょうけん}平野小剣、米田富、南梅吉、駒井喜作、阪本清一郎、西光万吉、桜田規矩三です。



全国水平社の創立者たち

(水平社博物館 蔵)

全国水平社創立大会

大正11(1922)年3月3日，会場となった京都市公会堂には午前中から多くの参加者が集い，開始を促す拍手が響いていました。

いよいよ午後1時，南梅吉が「部落問題は部落民自らの覚醒努力によって解決すべきものである故に虐げられたる人々のみの団体水平社を組織した」と開会の辞を述べ，人間の尊厳と平等を求める全国水平社創立大会の幕が切って落とされました。

創立大会では，人間の尊厳を高らかに謳った宣言が読み上げられ，被差別部落の人々による部落解放への力強い一歩が踏み出されました。駒井喜作が宣言を読み上げると，会場の人々は涙し，駒井自身も途中で何度も絶句しながら読み終わりました。「人の世に熱あれ，人間に光あれ。」と結ぶ水平社宣言は，日本で最初の人権宣言と呼ばれています。

水平社運動は全国に広がり，各地で地方水平社が次々と結成されました。

九州では，大正12(1923)年に全九州水平社も創立されました。

昭和17(1942)年1月20日，全国水平社は，太平洋戦争の影響から消滅しましたが，部落解放への先人たちの熱い思いは，多くの人々に受け継がれています。



全国水平社第3回大会

(水平社博物館 蔵)

山田孝野次郎少年

創立大会では少年少女も参加し，少年代表として当時16歳の山田孝野次郎^{やまだこのじろう}が演説を行いました。後に山田孝野次郎らが中心となって「少年少女水平社」が設立されました。

壇上にそのかわいらしい姿を現すと，堂々として大人にも負けないくらいの態度で話を始めました。

「わたしは役所の役人様や学校の先生の演説や話を聞きました。それらの人々は口をそろえて人間の平等が必要だと叫びます。人と人との差別は不合理であると言います。そして，いかにもそのことを理解しているように，差別的な感情などこれっぽっちもないかのように言われますが，いったん教壇に立った先生の瞳はなんと冷たいものでしょう。」

少年の目には涙がにじみました。そして，力で押しえ付けられたり，人から蔑まされたり，仲間外れにされたことについて話をしていると，その小さな胸がいっぱいになったのでしょう。つい思わず，涙を溢れさせながら訴えました。場内のあちこちでむせび泣く声が聞こえ，壇上のみんなはその場にいたたまれなくなって，事務室に走り込んで手を取り合って泣き出しました。

少年は，最後に大きな声で叫びました。

「今，わたしたちは泣いているときではありません。大人も子どももいっせいに立ち上がって，この嘆きの原因を打ち破り，光り輝く新しい世の中にしてください。」

場内からの割れんばかりの拍手を浴びながら，少年は壇を下りました。



山田孝野次郎少年

(水平社博物館 蔵)

宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渇仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知つてゐる。吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

水平社

【この文章は、職員研修用の資料として読みやすいように表記してあります。】

【水平社宣言の解釈例】（あくまでも解釈の一例です。）

社会から排除されて、苦しめられてきた全国の仲間たちよ、團結するのだ。

長い間、痛め付けられてきた吾々は、この五十年間に、多くの方法と人々によつて行われてきた吾々のためにという運動が、心からよかつたと思える効果をもたらさなかつたことを知っている。これらの事實は全て、吾々や周りの人たちによつて、人間の尊さが踏みじられて来たことへの罰だつたのだ。そして、同情とあわれみにより親切にするかのような運動は、真に人を尊重し大切にしているのではなく、かえつて多くの仲間たちをだめにしてきたのだ。今こそ、吾々が全ての人々を尊敬することによつて、自分たちの力で差別から解放される運動を多くの人たちと始めることは、むしろ当然のことである。

仲間たちよ、吾々の祖先は、のどがかわいた人がひたすら水を求めるように、自由と平等を心から願ひ実行してきた。そして、支配のための差別政策の中でも、難しい仕事を続け、社会を支える様々な役割を担ってきた。身も心も引きさかれるような厳しい差別の中にあつても、人間としての誇りを失うことはなかつたのだ。そして、吾々は、熱く流れる人間の血を受け継いで、真に平等な社会をつくる時代に生まれたのだ。犠牲者であつた吾々が、差別される立場をはね返すときがきた。頭上に輝く、「荆(いばら)の冠(かんむり)」を祝福されるときがきたのだ。

吾々が、被差別の側で営み、生き抜いてきたことを、誇りに思うときがきた。

吾々は、絶対に自らの価値を下げる言葉や臆病な行動で祖先に恥をかかせたり、人間の尊さを踏みにじつたりしてはならない。

人の世の冷たさが、どれほど冷たく、命をも奪う差別や排除がどのようなことを身をもって知っている吾々は、人間として生きる情熱と希望を心の底から求めてやまず、その熱と光をほめたたえるのである。

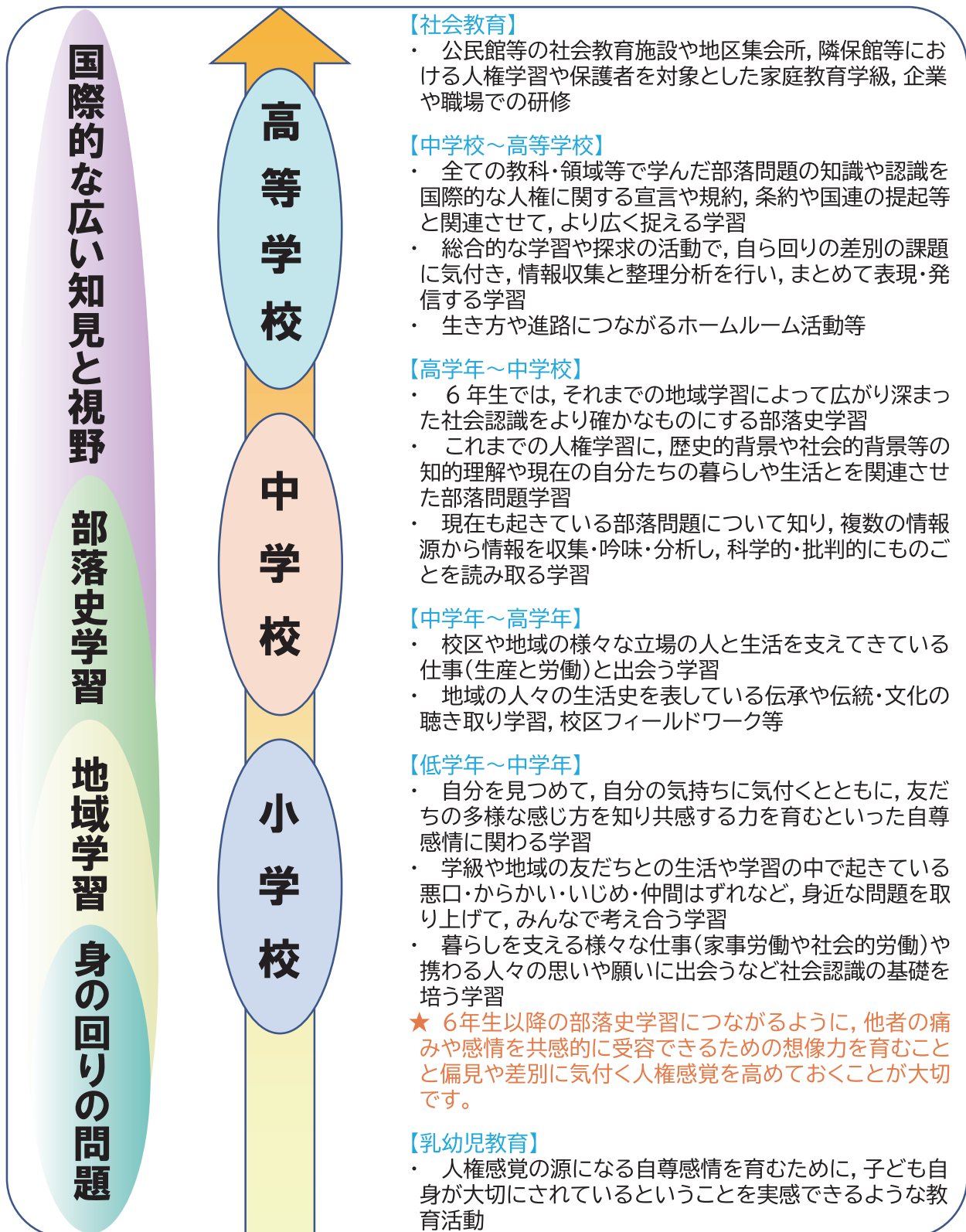
水平社は、このような思いを込めて生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

この宣言の中には「特殊部落」「エタ」という言葉がありますが、これらの言葉は、当初から差別用語であり、本来は使われるべき用語ではありません。水平社創立大会における宣言においては、被差別の立場にある人々が、部落解放・人間解放という高い理想を掲げて運動を進めるということを宣言する意味合いにおいて、あえて使っているということと、これらの言葉に込められた深い思いや願ひを理解することが大切です。したがって、水平社宣言文について、授業で取り扱う場合には、十分に配慮する必要があります。

人権が尊重される社会の実現をめざして

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のためには、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要です。



国際的な広い知見と視野

部落史学習

地域学習

身の回りの問題

高等学校

中学校

小学校

【社会教育】

- ・ 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等における人権学習や保護者を対象とした家庭教育学級、企業や職場での研修

【中学校～高等学校】

- ・ 全ての教科・領域等で学んだ部落問題の知識や認識を国際的な人権に関する宣言や規約、条約や国連の提起等と関連させて、より広く捉える学習
- ・ 総合的な学習や探求の活動で、自ら回りの差別の課題に気づき、情報収集と整理分析を行い、まとめて表現・発信する学習
- ・ 生き方や進路につながるホームルーム活動等

【高学年～中学校】

- ・ 6年生では、それまでの地域学習によって広がり深まった社会認識をより確かなものにする部落史学習
- ・ これまでの人権学習に、歴史的背景や社会的背景等の知的理解や現在の自分たちの暮らしや生活とを関連させた部落問題学習
- ・ 現在も起きている部落問題について知り、複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、科学的・批判的にものごとを読み取る学習

【中学年～高学年】

- ・ 校区や地域の様々な立場の人と生活を支えてきている仕事(生産と労働)と出会う学習
- ・ 地域の人々の生活史を表している伝承や伝統・文化の聴き取り学習、校区フィールドワーク等

【低学年～中学年】

- ・ 自分を見つめて、自分の気持ちに気付くとともに、友だちの多様な感じ方を知り共感する力を育むといった自尊感情に関わる学習
- ・ 学級や地域の友だちとの生活や学習の中で起きている悪口・からかい・いじめ・仲間はずれなど、身近な問題を取り上げて、みんなで考え合う学習
- ・ 暮らしを支える様々な仕事(家事労働や社会的労働)や携わる人々の思いや願いに出会うなど社会認識の基礎を培う学習

★ 6年生以降の部落史学習につながるように、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力を育むことと偏見や差別に気付く人権感覚を高めておくことが大切です。

【乳幼児教育】

- ・ 人権感覚の源になる自尊感情を育むために、子ども自身が大切にされているということを実感できるような教育活動

部落問題学習の展開に当たっては、部落問題を直接取り上げる学習だけでなく、様々な人権課題についての学習や人権に関する知的理解を深める学習等と関連させた取組が必要です。

自尊感情の醸成や基盤となる仲間づくり、学力保障の取組、更に人権感覚を高める取組など教育活動全体を通して綿密な計画に基づいた段階的な指導を進めていきましょう。

人権に関する主な週間や記念日等



学校においては、各人権課題に関する主な週間や記念日等を研修計画や指導計画、学校だより等に記載し、人権課題と関連付けて研修や指導、啓発に取り組みましょう。

4月	・いじめ問題を考える週間（鹿児島県）	10月	・国際高齢者デー（10月1日） ・犯罪被害者支援の日（10月3日）
5月	・児童福祉週間（5月5日～11日）		・児童虐待防止推進月間
6月	・ハンセン病問題を正しく理解する週間（6月22日を含む日曜日から1週間） ・男女共同参画週間〈国〉（6月23日～29日）	11月	・鹿児島レッドリボン月間（11月16日～12月15日） ・犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）
7月	・男女共同参画週間〈鹿児島県〉（7月25日～31日）	12月	・世界エイズデー（12月1日） ・障害者週間（12月3日～19日） ・人権週間（12月4日～10日） ・人権デー（12月10日） ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）
8月	・人権同和問題啓発強調月間〈鹿児島県〉 ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（夏休み期間明けの前夜）		3月
9月	・老人週間（9月15日～21日） ・いじめ問題を考える週間（鹿児島県）		

【参考・引用文献】

- 森 実：「知っていますか？同和教育 一問一答 第2版」解放出版社2004
- 奥田 均：『「同対審」答申を読む』解放出版社2015、「部落差別解消推進法を学ぶ」解放出版社2019
- 稲垣有一・寺木伸明・中尾健次：「部落史をどう教えるか 第2版」解放出版社2000
- 外川正明：「部落史に学ぶ」解放出版社2001、「部落史に学ぶ2」解放出版社2006
- 上杉 聡：「これでわかった！部落の歴史」解放出版社2004、「これでなっとく！部落の歴史」解放出版社2010
- 部落問題学習ネタつくろう会 編：「部落問題学習の授業ネタ」解放出版社2009、「部落問題学習の授業ネタ2」解放出版社2018
- ひょうご部落解放・人権研究所 編：「はじめてみよう！これからの部落問題学習」解放出版社2017
- 大阪府人権教育研究協議会 編：「部落問題学習実践・授業プラン集 まちひと暮らしVol.4」解放出版社2021
- 福田雅子：「証言・全国水平社」日本放送出版協会1985
- 中村弘三：「解放教育教科書 ①部落の歴史と現状」明治図書1977
- 「(仮称)水平社歴史館」建設委員会 編：「図説 水平社運動」解放出版社1996
- 水平社博物館 編：「水平社博物館展示総合図録」水平社博物館1999
- 部落解放同盟中央本部 編：「写真記録 全国水平社」解放出版社2002、「写真記録 部落解放運動史 全国水平社創立100年」解放出版社2022
- 解放出版社 編：「部落解放831号12特集『識字・水平社100年宣言』をめざして」解放出版社2022
- 文部科学省：総則編「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」平成30年3月
- 小学校社会科，中学校社会科検定教科書及び指導書

【画像資料提供】

- 柏原水平社荊冠旗，全国水平社の創立者たち，燕会の人々，「よき日のために」，全国水平社第3回大会，山田孝野次郎少年（公益財団法人 奈良人権文化財団 水平社博物館 蔵）
- 甲冑（高槻市教育委員会 教育管理部 文化財課 しろあと歴史館 蔵）
- 三脚櫓を用いた金棒掘り（地理図誌稿 伊予国新居郡 愛媛県立図書館 蔵）



所 属		名 前	
-----	--	-----	--

鹿児島県 ※ 本資料は、これまで配布した資料と併せて、研修資料として継続的に活用してください。